

令和7年度地域を支える集落支援員応援研修運営業務委託 仕様書

1. 委託業務名

令和7年度地域を支える集落支援員応援研修運営業務

2. 業務目的

島根県地域振興部中山間地域・離島振興課が企画・実施する「令和7年度地域を支える集落支援員応援研修」を円滑に実施するため、その運営に係る業務を委託する。

3. 事業期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4. 令和7年度地域を支える集落支援員応援研修の概要

集落の維持・活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する集落支援員が、集落の巡回・状況把握、住民同士の話し合いを促進し、また、これらを通じ必要とされた具体的な取組やその取組主体となる地域運営組織などのサポートを行うために必要となる基本的な知識の習得と実務能力の向上を目指す。

また、他の市町村で活動する集落支援員との交流を促し、活動の充実化に資することを目的とする。

(1) 対象

集落支援員、市町村担当職員及び集落支援員の活動の推進に関わる者等

(2) 実施方法

- ①企画・実施 中山間地域・離島振興課
- ②運営 委託による

(3) 研修内容

集落支援員の活動の推進に資する内容とし、県が決定する。

以下は一例であり、地域の実情に応じて変更する場合がある。

- ① 集落支援員の役割について：集合研修形式
- ② 集落支援員の活動紹介：ワークショップ形式

(4) 開催場所等

研修の開催場所は、次の地域区分で開催するものとする。ただし、地域の実情に応じて、合同開催する場合もある。

- ① 東部地域：松江市、出雲市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町
- ② 西部地域：浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町
- ③ 隠岐地域：海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

(5) 研修回数・規模等

原則として、前述の(4)の地域につき1回開催する。

1回あたりの研修の受講者数は、50人程度を想定。

5. 委託業務の内容

受託者は委託料の範囲内において、下記を行うものとする。

なお、具体的な手法については、別途、県と協議すること。

- (1) 講師との諸調整（研修の企画に関するものを除く）
- (2) 講師の移動手段の確保、宿泊先の手配
- (3) 講師への報酬及び旅費の支払（金額は県の指示による）
- (4) チラシの作成、印刷
- (5) 研修運営マニュアルの作成（タイムテーブル、役割分担等）
- (6) 参加申し込み受付及びキャンセル対応
- (7) 参加者名簿の作成
- (8) 会場設営
- (9) 当日受付
- (10) 研修当日の記録写真撮影
- (11) 研修資料、アンケート用紙の印刷
- (12) アンケート結果の集計
- (13) 各地域における研修費用の見積書作成（1回当たり）
- (14) 研修実施報告書の作成

6. 委託料の支払条件等

- (1) 県は、本業務終了後に、本業務に係る経費を支払うものとする。
- (2) 本業務の遂行上、必要がある場合には、受託者は前金払いを請求することができる。
- (3) 精算の結果、精算額が契約金額を超えるときは、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算額が契約金額を下回るときは、精算額により支払金額を確定するものとする。
- (4) 本業務終了後、確定した支払金額を上回る額が既に前金払いされている場合には、超過分を県に返還するものとする。

7. 経理

- (1) 受託者は、本委託事業の経理にあたっては、正規の帳簿を整備して委託費の支出及び委託事業により発生した収入をその都度記録すること等により、当該委託費と他の事業経費との経理を明確に区分すること
- (2) 領収書等支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに業務委託の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと

8. その他

- (1) 受託者は、業務遂行上の詳細な内容について、県と十分な打ち合わせを行い、事前に承認を受けること。
- (2) 受託者は、本業務を行うにあたり、関係する法令を遵守すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項や業務遂行上疑義が生じた場合は、県と協議の上、対応すること。